

第6次NACCS中年度更改における法人番号の一元化対応について (リアルタイム口座・包括保険対応)

※中年度更改実施予定日：2021年9月18日（土）23:15～19日（日）05:00

○対象業種

【リアルタイム口座】

輸入者、通関業者

【包括保険】

輸入者、通関業者、海貨業者、損害保険会社

2021年8月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

【変更前仕様】

通関業者様が輸入者様のリアルタイム口座及び包括保険を使用して輸入申告事項登録等を行う場合、輸入者様がJASTPROコード又は税関発給コードを保有している必要があります。

【変更後仕様】

通関業者様が輸入者様のリアルタイム口座及び包括保険を使用して輸入申告事項登録等を行う場合、輸入者様がJASTPROコード及び税関発給コードを保有していなくても、法人番号を保有していれば、リアルタイム口座及び包括保険を使用して輸入申告事項登録等を可能とします。

【 IDA業務 輸入申告事項登録画面】

輸入承認証等 1 2 3
4 5 6
7 8 9
10

仕入書識別* 電子仕入書受付番号 仕入書番号
仕入書価格 - - -
運賃 - - **保険** - - -
評価 包括評価番号 1 2 3
補正 - - -
事前教示 (評価) 1 2

BPR係数合計
納期限延長 BPR申請事由 **納付方法** **口座番号** 担保番号
記事 (税関)
記事 (通関)
記事 (荷主)
荷主セクションコード 荷主Ref No.
社内整理番号

現状では、リアルタイム口座及び包括保険の利用はJASTPROコード又は税関発給コードが必要です。

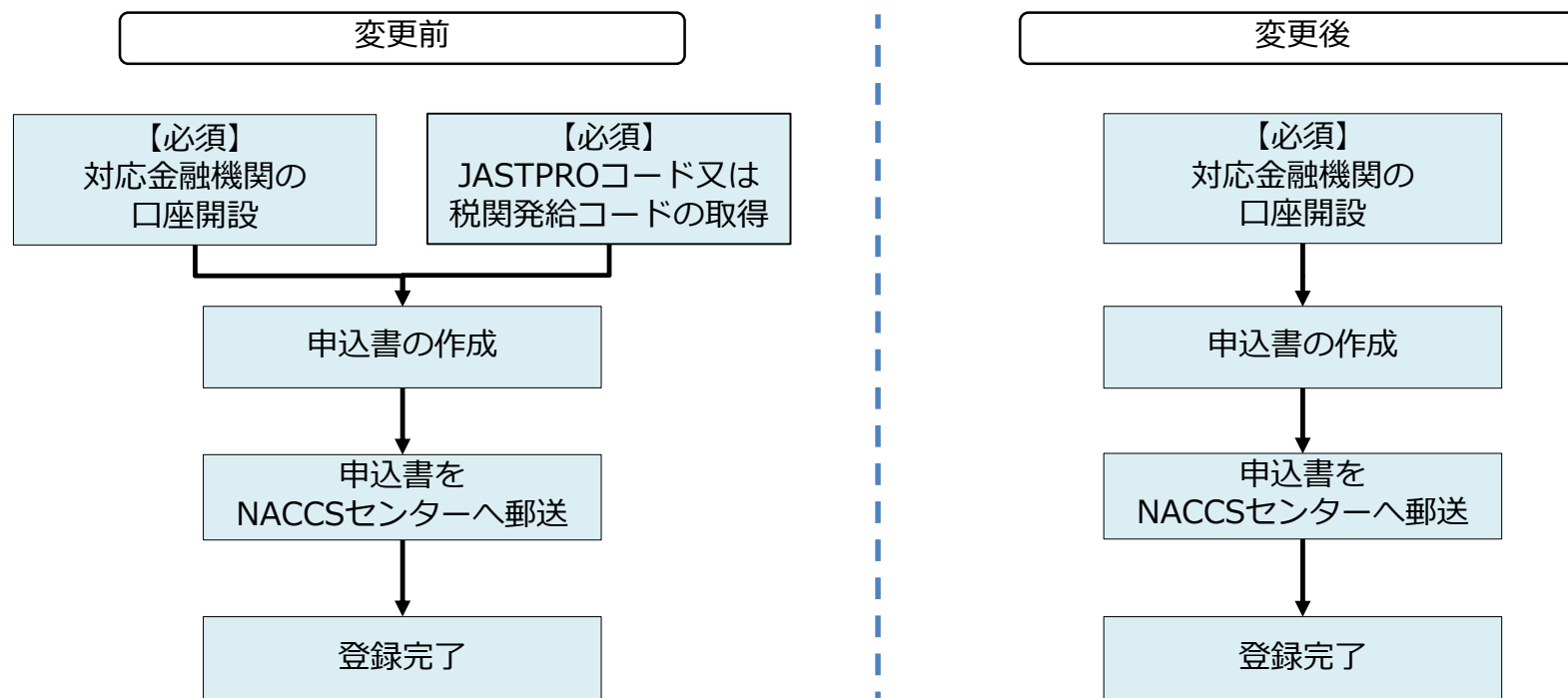


JASTPROコード又は税関発給コードを持っていない場合であっても、法人番号のみでリアルタイム口座及び包括保険の利用を可能とします。

1. リアルタイム口座に係る変更点について

現状、輸入者様がリアルタイム口座を利用するためには、輸入者様がJASTPROコード又は税関発給コードを保有している必要があります。中年度更改におけるプログラム変更により、法人番号を保有している輸入者様であれば、輸入者様のJASTPROコード又は税関発給コード保有状況にかかわらず、リアルタイム口座を利用可能とします。

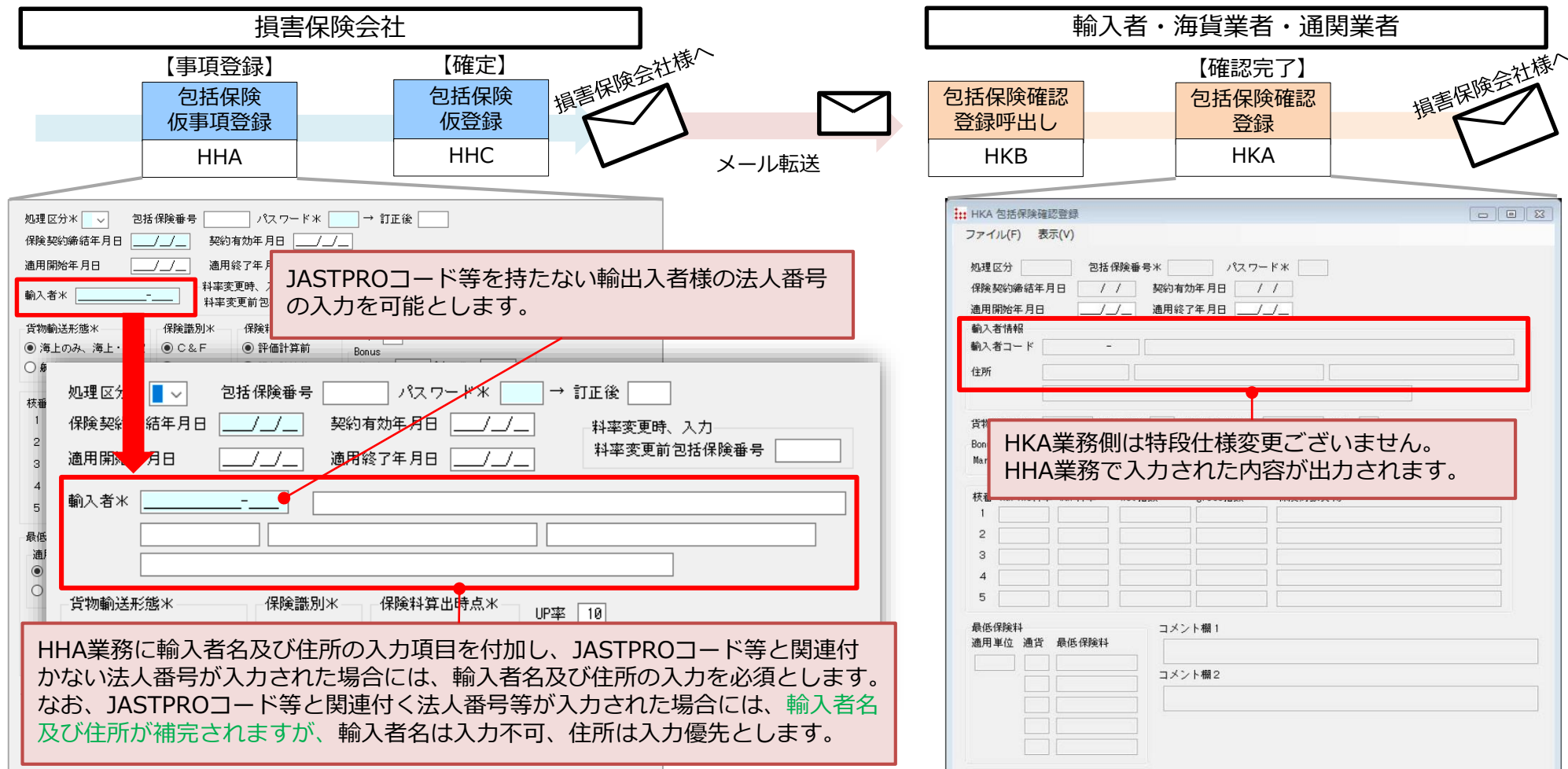
【法人番号を保有している場合のリアルタイム口座の申し込みフロー（輸入者）】



法人番号を保有していれば、JASTPROコード又は税関発給コードを取得していなくても、リアルタイム口座の申し込みが可能となります。

2. 包括保険に係る変更点について

現状、損害保険会社様が輸入者様の包括保険を登録するためには、輸入者様がJASTPROコード又は税関発給コードを保有している必要があります。中年度更改におけるプログラム変更により、法人番号を保有している輸入者様であれば、輸入者様のJASTPROコード又は税関発給コード保有状況にかかわらず、損害保険会社様での包括保険登録を可能とします。



■ リアルタイム口座

項番	質問	回答																
1	<p>弊社では事業所ごとに異なる枝番のJASTPROコードを払い出してもらっているが、JASTPROコードが失効した場合であっても、従来通りの枝番を用いた申告等を行うことができるのか。</p>	<p>JASTPROコード等を取りやめた場合は、事業所ごとに枝番を付与して運用することはできません。</p> <p>従って、事業所ごとに輸入者コードを変更したい場合や、事業所ごとに専用のリアルタイム口座を登録したい場合には、JASTPROコード等を取りやめることはできません。</p> <p>(注) 1の法人番号に対して複数のリアルタイム口座を設定しておくことは可能です。</p> <p>例) 事業所ごとに使用するリアルタイム口座を分けている場合</p> <table border="1" data-bbox="944 481 2082 721"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>JASTPROコード</th> <th>法人番号</th> <th>リアルタイム口座</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>P12345670000</td> <td>12345678901230000</td> <td>口座番号A</td> </tr> <tr> <td>大阪支店</td> <td>P12345670001</td> <td>12345678901230001</td> <td>口座番号B</td> </tr> <tr> <td>札幌支店</td> <td>P12345670002</td> <td>12345678901230002</td> <td>口座番号C</td> </tr> </tbody> </table> <p>JASPROコードの失効により、JASTPROコードは使用できなくなります。</p> <p>JASPROコードの失効により、法人番号についても、枝番「0000」以外は使用できなくなります。</p> <p>枝番「0000」以外の法人番号を使用した輸入申告が出来なくなることから、枝番「0000」以外の法人番号（支店）専用として登録していたリアルタイム口座は、そのままでは使用できなくなります。</p> <p>従って、JASTPROコード等を取りやめた場合、支店専用のリアルタイム口座を登録するようなことはできなくなります。</p>	事業所	JASTPROコード	法人番号	リアルタイム口座	本社	P12345670000	12345678901230000	口座番号A	大阪支店	P12345670001	12345678901230001	口座番号B	札幌支店	P12345670002	12345678901230002	口座番号C
事業所	JASTPROコード	法人番号	リアルタイム口座															
本社	P12345670000	12345678901230000	口座番号A															
大阪支店	P12345670001	12345678901230001	口座番号B															
札幌支店	P12345670002	12345678901230002	口座番号C															

■リアルタイム口座

項番	質問	回答
2	JASTPROコード等にてリアルタイム口座の登録を依頼しているが、当該JASTPROコード等が失効した場合にはリアルタイム口座は使用できなくなるのか。	現在はリアルタイム口座の名義人はJASTPROコード等にて情報を登録しておりますが、中年度更改時においてJASTPROコード等に紐づいた法人番号に変換いたします。従いまして、 一般的にはJASTPROコード等が失効した場合であっても、変換されて登録された法人番号にて輸入申告を行うことでリアルタイム口座を引き続き使用することが可能です。 ※項番1の場合を除く
3	JASTPROコード等を保有してリアルタイム口座を開設しているが、本プログラム変更により何か手続等は必要か。	継続してリアルタイム口座をご利用する場合、手続きの必要なく引き続きリアルタイム口座の利用が可能です。 ※項番1の場合を除く
4	法人番号のみでリアルタイム口座の利用を検討しているが、合併等により法人番号が変更になった場合、何か手続は必要か。	法人番号のみでのリアルタイム口座の利用についての変更手続き等は別途お知らせする予定です。
5	法人番号を保有していない個人事業主がリアルタイム口座を利用するには、引き続きJASTPROコード等が必要か。	法人番号を保有していない個人事業主様は引き続きJASTPROコード等が必要になります。
6	税関発給コードを保有しているが、税関発給コードもJASTPROコードと同様の扱いか。	税関発給コードもJASTPROコードと同様の扱いになります。
7	いつから法人番号のみでのリアルタイム口座の受付を開始するのか。	法人番号のみでのリアルタイム口座の新規受付及びJASTPROコード等の登録を廃止して法人番号のみに変更する手続きの開始日は別途お知らせいたします。

■ 包括保険

項番	質問	回答
8	<p>JASTPROコード等と関連付く法人番号が入力された場合、輸入者名は入力不可とのことだが、JASTPROコードに枝番が付与されていた場合、どの法人番号と紐づくののか。</p>	<p>JASTPROコード等に枝番が付与されている場合には、現在設定されているJASTPROコードと法人番号の紐づけに基づき補完されます。JASTPROコード等がどの法人番号と関連付いているかについては、「輸出入者情報照会（IIE）」業務にて照会することが可能です。</p>
9	<p>JASTPROコード等にて登録したのち、当該JASTPROコード等が失効した場合には包括保険は使用できなくなるのか。</p>	<p>① 保険会社にて登録された包括保険情報（包括保険番号が7桁）の場合 「包括保険仮事項登録（HHA）」業務にてJASTPROコード等を入力した場合であっても、当該コードに法人番号が関連付けされている場合には、システム上は「法人番号」にて包括保険情報は登録されます。登録内容は「包括保険照会（IIN）」業務にて照会することが可能です。また、登録済の包括保険情報のJASTPROコード等は、中年度更改時においてJASTPROコード等に紐づきがある法人番号に変換を行います。 法人番号にて包括保険情報が登録されている場合は、<u>JASTPROコード等が失効した場合であっても、特段手続きを要することなく包括保険情報に登録された法人番号にて輸入申告を行うことで包括保険を使用することが可能</u>です。</p> <p>② 税関窓口にて登録された包括保険情報（包括保険番号が5桁）の場合 登録済の包括保険情報のJASTPROコード等について、中年度更改時においてJASTPROコード等に紐づきがある法人番号に変換を行います。この為法人番号と紐づきがなく変換を行えなかった場合を除いて、<u>JASTPROコード等が失効した場合であっても、特段手続きを要することなく法人番号にて輸入申告を行うことで包括保険を使用することが可能</u>です。なお、中年度更改以降は、法人番号を保有している輸出入者様は法人番号で申請してください。</p>
10	<p>HHA業務にてJASTPROコード等を入力した場合であっても、当該コードに法人番号が関連付けされている場合には、システム上は「法人番号」にて包括保険情報は登録されるとのことだが、「包括保険登録（HHC）」業務や「包括保険確認登録（HKA）」業務にて送付されるe-mailの添付ファイルのパスワードはどうなるのか。</p>	<p>e-mailの添付ファイルのパスワードは包括保険情報に登録されているコードで設定されるため、HHA業務で法人番号に関連付けられたJASTPROコード等を入力した場合は、「法人番号」で設定されます。</p>

■ その他

項番	質問	回答
11	<p>輸出入者としてNACCSを利用しているが、本プログラム変更に伴い、JASTPROコードの削除を検討している。JASTPROコードを削除した場合、NACCSを利用する上でどのような影響があるか。</p>	<p>以下のような影響がありますので、支障がある輸出入者様は従来通りJASTPROコード等を保有する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NACCSで次の機能が使用できなくなります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸出入者様が口座使用明細データ（全営業所実績表）（出力情報コード：CBF7610）をNACCSで取得すること ➢ 輸出入者様が輸出入許可通知情報をNACCSで取得すること ➢ 通関業者様において、輸出入申告時での輸出入者名の英文自動補完機能を利用すること ➢ 通関業者様に出力するリアルタイム口座振替完了通知情報（出力情報コード：CAF6151）に、輸出入者様の口座名義人（英文）を表示すること ➢ 輸出入者様が自ら通関業務を行うこと ➢ 輸出入者様が貨物や通関に関する照会業務を実施すること ➢ 輸出入者様が直接一括納付書を取得すること ・ FAINSをご利用の輸入者様が暗証記号の利用に際し、入出力装置設置届出書にJASTPROコードを記載している場合は、届出書を提出しなおす必要があります。 ・ 品目登録制度をご利用の輸入者様が、品目登録要請書にJASTPROコードを記載している場合は、要請書を提出しなおす必要があります。 ・ 事業所ごとに枝番を付してリアルタイム口座を使用している場合は、そのような枝番を付することができなくなります。
12	<p>輸出入者としてNACCSを利用しているが、JASTPROコード等を削除すると、直ちにNACCSが利用できなくなるのか。</p>	<p>輸出入者としてNACCSへ参加した後にJASTPROコード等を削除した場合は、当該削除をもって直ちにNACCSが利用できなくなることはありません。</p> <p>しかしながら、JASTPROコード等の登録が削除されますことから、NACCSでの多くの機能が利用できなくなりますので、当該機能を利用されている場合には、JASTPROコード等を削除しないようご注意ください。</p> <p>（使用できなくなる機能は、項番 1 1 をご参照ください）</p>

■ その他

項番	質問	回答
13	輸入者がJASTPROコード等を保有していなくても、法人番号を保有していれば、リアルタイム口座及び包括保険を使用可能とのことだが、輸出入者としてNACCSへの参加も法人番号のみで可能か。	輸出入者としてNACCSへ参加するには従来通りJASTPROコード等が必要になります。法人番号のみでのNACCSへの参加はシステムの改修規模等が多大となることから、現状、法人番号のみでのNACCSへの参加を可能とする予定はございません。
14	JASTPROコード等を止めて法人番号に変更した場合、輸出入申告で審査等に影響があるのか。	輸出入申告の審査等への影響について弊社では回答出来かねますので、申告先税関にご確認ください。
15	弊社はFAINSを利用して食品等輸入届出を行っており、入出力装置設置届出書にはJASTPROコードを記載して検疫所に提出している。JASTPROコードの利用を止めた場合、引き続き暗証記号を利用できるか。	JASTPROコードの利用を止めた場合、それまで利用していた暗証記号は利用できなくなります。輸入者コード欄に法人番号等を記載した入出力装置設置届出書を提出する必要があります。
16	弊社は品目登録制度を利用しており、品目登録要請書にはJASTPROコードを記載して検疫所に提出している。JASTPROコードの利用を止めた場合、引き続き品目登録番号を利用できるか。	品目登録要請書をJASTPROコードにて登録済みの場合、それまで利用していた品目登録番号は利用できなくなります。輸入者コード欄に法人番号等を記載した品目登録要請書を提出する必要があります。
17	現在、JASTPROコード等を保有し、輸出入者としてNACCSを利用しているが、JASTPROコード等の使用を止めた場合、NACCSセンターに対してはどのような手続きが必要か。	JASTPROコード等を再取得（更新）する予定が無い方は、NSS（NACCSサポートシステム）から利用者コード廃止の手続きをお取りください。

【本資料に関する問合せ先】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
システム運用部

運用企画課 プログラム変更担当

E-Mail : pcr@naccs.jp